

文教福祉常任委員会会議記録

日 時 令和5年6月22日（木曜日）

午前10時 0分 開議

場 所 水戸市議会 第3委員会室

午前11時36分 散会

付託事件

議案第57号中別表中歳出中第3款、第4款中文教福祉委員会所管分及び第10款、報告第12号、報告第13号、報告第14号、報告第15号、報告第16号、報告第17号、報告第19号中別表中歳出、報告第20号中別表中歳出中第3款、令和5年陳情第9号、令和5年陳情第10号

1 本日の会議に付した事件

(1) 議案審査

- ① 議案第57号 令和5年度水戸市一般会計補正予算（第3号）中別表中歳出中第3款（民生費）、第4款（衛生費）中文教福祉委員会所管分及び第10款（教育費）
- ② 報告第12号 専決処分について（水戸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- ③ 報告第13号 専決処分について（東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例）
- ④ 報告第14号 専決処分について（東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例）
- ⑤ 報告第15号 専決処分について（東日本大震災による被災者に対する介護保険料の減免の申請の特例に関する条例の一部を改正する条例）
- ⑥ 報告第16号 専決処分について（新型コロナウイルス感染症のり患者等に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例）
- ⑦ 報告第17号 専決処分について（新型コロナウイルス感染症のり患者等に対する介護保険料の減免の申請の特例に関する条例の一部を改正する条例）
- ⑧ 報告第19号 専決処分について（令和5年度水戸市一般会計補正予算（第1号））中別表中歳出
- ⑨ 報告第20号 専決処分について（令和5年度水戸市一般会計補正予算（第2号））中別表中歳出中第3款（民生費）

(2) 陳情審査

- ① 令和5年陳情第9号 小学校の学校給食費無償化を求める陳情
- ② 令和5年陳情第10号 「福寿の集い事業」及び従前の「敬老会事業」に関連した厚生労働省老健局及び総務省消防庁からの通知文書に対する行政の不作為事案について

2 出席委員（7名）

委員長 後藤通子君 副委員長 藤澤康彦君
委員 中庭由美子君 委員 マーサー川又君

委員	滑川友理君	委員	鬼澤真寿君
委員	黒木勇君		
3	欠席委員（なし）		
4	委員外議員出席者（3名）		
委員	土田記代美君	委員	綿引健君
委員	袴塚孝雄君		
5	説明のため出席した者の職, 氏名		
副市長	秋葉宗志君		
福祉部長兼福祉事務所長	小林秀一郎君	福祉部副部長兼福祉事務所副所長	田中誠一君
福祉部福祉事務所参事兼福祉指導課長	平澤健一君	福祉総務課長	櫻井学君
生活福祉課長	國井敦男君	障害福祉課長	土屋勝君
高齢福祉課長	小林かおり君	介護保険課長	高橋慎一君
こども部長兼福祉事務所担当所長	野口奈津子君	こども部福祉事務所参事兼子育て支援課長	大久保克哉君
こども政策課長	深谷貴美君	幼児保育課長	松本崇君
保健医療部長	小川佐栄子君	保健所長	土井幹雄君
保健医療部保健所参事	大曾根明子君	保健医療部保健所参事兼保健総務課長	三宅陽子君
保健医療部保健所技監兼保健衛生課長	前田亨君	地域保健課長	堀江博之君
保健予防課長	大冨要之君	国保年金課長	関根豊君
教育長	志田晴美君	教育部長	三宅修君
教育委員会事務局教育部参事	鴨志田泰君	教育委員会事務局教育部参事兼教育企画課長	菊池浩康君
教育委員会事務局教育部技監兼学校施設課長	和田英嗣君	教育委員会事務局教育部参事兼歴史文化財課長	小川邦明君
教育委員会事務局教育部参事兼中央図書館長	林栄一君	総合教育研究所長	瀧健一君
学校管理課長	山田規生君	学校保健給食課長	相沢秀幸君
生涯学習課長	湯澤康一君	教育研究課長	安田理恵君

6 事務局職員出席者

議事課長補佐 綱 島 卓 也 君 書 記 樫 原 和 則 君

午前10時 0分 開議

○後藤委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから文教福祉委員会を開会いたします。

議事に先立ちまして、委員改選後、執行部の皆様が出席しました最初の委員会でございますので、この際、委員並びに執行部の自己紹介をお願いしたいと思います。

初めに、私から自己紹介をさせていただきます。

今回、文教福祉委員会委員長を仰せつかりました後藤通子です。どうぞよろしくお願いいたします。

○藤澤副委員長 おはようございます。

誠和会、藤澤康彦でございます。文教福祉委員会の副委員長ということで、委員長を支え、しっかりと仕事を、職務を果たしたいと思っております。福祉の専門家として、この文教福祉委員会に所属できること、大変光栄かつうれしく思っております。よろしくお願いいたします。

○後藤委員長 次に、前列の委員さんからお願いいたします。

○鬼澤委員 今年度より文教福祉委員会のほうでお世話になります鬼澤真寿と申します。この教育関係、それから福祉関係、すごく大事な部署だと自分でも自負しておりますので、精いっぱい頑張らせていただきます。今後ともよろしくお願いいたします。

○中庭委員 皆さん、おはようございます。

日本共産党、中庭由美子です。この文教福祉委員会、私、初めてです。市役所には何回か足を運んだことがあるんですが、まさかこの席に立つとは思っていませんでした。皆さんと一緒に頑張っていきたいと思えます。どうぞよろしくお願いいたします。

○マーサー川又委員 皆さん、おはようございます。

マーサー川又として議員をやらせていただいている者です。文教福祉委員会、私、何せ新人議員でございますので、皆さんにいろいろ教えを請いながらいろいろ力を注いでいきたいなと思っております。よろしくお願いいたします。

○滑川委員 おはようございます。

滑川友理と申します。私も初めての文教福祉委員会となります。職員の皆様には日々御尽力いただきまして、ありがとうございます。いろいろと御指導、御助言いただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○黒木委員 改選前から文教福祉委員会でお世話になっておりまして、今回、改選後も文教で残れという先輩からお話をいただきまして、文教福祉委員会でもたお世話になりますが、どうぞよろしくお願いいたします。黒木勇でございます。よろしくお願いいたします。

○後藤委員長 次に、執行部から順次お願いいたします。

○秋葉副市長 副市長の秋葉でございます。よろしくお願いいたします。

○志田教育長 教育長の志田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○小林福祉部長兼福祉事務所長 福祉部長の小林秀一郎でございます。よろしくお願いいたします。

○野口子ども部長兼福祉事務所担当所長 子ども部長の野口奈津子でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

たします。

○小川保健医療部長 保健医療部長の小川佐栄子でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○三宅教育部長 教育部長の三宅修でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○田中福祉部副部長兼福祉事務所副所長 福祉部副部長の田中でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○平澤福祉部福祉事務所参事兼福祉指導課長 参事兼福祉指導課長の平澤でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○櫻井福祉総務課長 福祉総務課長の櫻井でございます。よろしくお願いたします。

○國井生活福祉課長 おはようございます。生活福祉課長の國井です。よろしくお願いたします。

○土屋障害福祉課長 おはようございます。障害福祉課長、土屋と申します。どうぞよろしくお願いたします。

○小林高齢福祉課長 おはようございます。高齢福祉課長の小林と申します。どうぞよろしくお願いたします。

○高橋介護保険課長 介護保険課長の高橋でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○大久保子ども部福祉事務所参事兼子育て支援課長 子育て支援課長の久保でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○深谷子ども政策課長 おはようございます。子ども政策課長の深谷でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○松本幼児保育課長 おはようございます。幼児保育課長の松本と申します。よろしくお願いたします。

○土井保健所長 保健所長の土井でございます。よろしくお願いたします。

○大曾根保健医療部保健所参事 参事の大曾根と申します。よろしくお願いたします。

○前田保健医療部保健所技監兼保健衛生課長 保健衛生課長の前田でございます。よろしくお願いたします。

○三宅保健医療部保健所参事兼保健総務課長 保健総務課長の三宅と申します。どうぞよろしくお願いたします。

○堀江地域保健課長 地域保健課長の堀江でございます。よろしくお願いたします。

○大図保健予防課長 保健予防課長の大図でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○関根国保年金課長 国保年金課長の関根と申します。よろしくお願いたします。

○菊池教育委員会事務局教育部参事兼教育企画課長 教育企画課長の菊池と申します。どうぞよろしくお願いたします。

○鴨志田教育委員会事務局教育部参事 教育部参事の鴨志田と申します。よろしくお願いたします。

○瀧総合教育研究所長 総合教育研究所長の瀧でございます。よろしくお願いたします。

○安田教育研究課長 総合教育研究所教育研究課長の安田でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○和田教育委員会事務局教育部技監兼学校施設課長 技監兼学校施設課長の和田と申します。よろしくお願いたします。

○林教育委員会事務局教育部参事兼中央図書館長 中央図書館長の林と申します。どうぞよろしくお願ひします。

○小川教育委員会事務局教育部参事兼歴史文化財課長 歴史文化財課長の小川邦明でございます。よろしくお願ひいたします。

○山田学校管理課長 おはようございます。学校管理課長の山田規生と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○相沢学校保健給食課長 学校保健給食課長の相沢と申します。よろしくお願ひいたします。

○湯澤生涯学習課長 生涯学習課長の湯澤と申します。どうぞよろしくお願ひします。

○後藤委員長 次に、当委員会担当書記、お願ひします。

○綱島議事課長補佐 文教福祉委員会担当書記となりました綱島です。よろしくお願ひします。

○樫原書記 同じく担当書記の樫原です。よろしくお願ひします。

○後藤委員長 以上で紹介は終わりました。

この際、お諮りいたします。当委員会における着席の位置につきましては、現在御着席のとおりとさせていただきますと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 それでは、そのように決定させていただきます。

これより議事に入ります。

さきの本会議において、当委員会に付託されました案件は、議場で配付されました議案審査分担表及び陳情文書表（Ⅰ）のとおり、議案第57号ほか8件、それに陳情2件であります。

それでは、審査の進め方についてお諮りいたします。委員会の審査日程が2日間となっておりますので、本日はまず執行部に提出議案の説明を求め、次に、順次質疑を行い、明日、御意見等を伺った後、採決を行い、しかる後に陳情審査を行いたいと思ひますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 御異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

次にお諮りいたします。この際、当委員会に付託となっております議案第57号ほか8件を一括議題としたいと思ひますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 御異議なしと認め、一括議題といたします。

それでは、これより執行部から順次、提出議案の説明を願ひます。

初めに、議案第57号 令和5年度水戸市一般会計補正予算（第3号）中別表中歳出中第3款（民生費）、第4款（衛生費）中文教福祉委員会所管分及び第10款（教育費）について、執行部から順次説明を願ひます。

○櫻井福祉総務課長 それでは、議案書①の33ページをお開き願ひます。

市議会議案第57号 令和5年度水戸市一般会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

内容につきましては、議案書②の令和5年度補正予算に関する説明書により御説明いたします。

②の4ページ, 5ページをお開き願います。

3款民生費, 1項社会福祉費, 1目社会福祉総務費でございますが, 説明欄中, 社会福祉経費につきましては, 新型コロナウイルス感染症の影響で, 生活, 暮らしの支援を行う観点から, 令和4年度に新たに市民税非課税世帯となった世帯及び令和4年4月以降に予期せず家計が急変し, 市民税非課税世帯相当の水準に収入が落ち込んだと認められる世帯に対し, 市民税非課税世帯等臨時特別給付金として1世帯当たり10万円を支給したところでございます。

また, 物価高騰による負担増を踏まえ, 特に家計への影響が大きい令和4年度市民税非課税世帯及び家計急変世帯に対し, 市民税非課税世帯等緊急支援金として1世帯当たり5万円を支給したところでございます。それぞれの補助金額の確定に伴い, 償還金を支出するため4億5,196万3,000円を補正するものでございます。

説明は以上でございます。

○土屋障害福祉課長 続きまして, 2目障害福祉費でございます。

説明欄中, 1つ目の丸, 障害者福祉経費につきましては, 電気, 燃料等の価格高騰の影響を受けた入所, 入居施設及び訪問通所系の福祉事業所に対しまして, 障害者福祉施設緊急支援金として4,940万円を支給するものでございます。

以上でございます。

○小林高齢福祉課長 続きまして, 3目高齢福祉費でございます。

説明欄の1つ目の丸の高齢者福祉施設経費及び2つ目の丸の介護保険推進経費につきましては, 電気代, 燃料代等の物価高騰等の影響を受けた入所, 入居施設及び訪問, 通所系サービスを実施している事業所に対しまして, 高齢者福祉施設緊急支援金として2,900万円を, また, 介護サービス事業所緊急支援金として9,770万円を支給するものでございます。

説明は以上でございます。

○松本幼児保育課長 続きまして, 2項児童福祉費, 3目保育所費につきましては, 電気, 燃料等の価格高騰の影響を受けた民間保育所等に対しまして, 民間保育所等緊急支援金として2,450万円を。また, 小規模保育事業所等緊急支援金として270万円, あわせて2,720万円を支給するものでございます。

以上でございます。

○深谷子ども政策課長 続きまして, 6ページ, 7ページをお開き願います。

4目放課後児童費につきましては, 電気, 燃料等の価格高騰の影響を受けた民間学童クラブに対しまして, 民間学童クラブ緊急支援金として290万円を支給するものでございます。

以上でございます。

○三宅保健医療部保健所参事兼保健総務課長 続きまして, 4款衛生費, 1項保健所費, 2目医薬費につきましては, 電気, 燃料等の価格高騰の影響を受けました保険診療を行う病院や, 医科歯科診療所のほか, 保険調剤を行う薬局を支援するため, 20床以上の病床を有する病院に50万円, 19床以下の有床診療所に20万円, 無床診療所及び薬局に10万円を支給するものでございます。

○松本幼児保育課長 続きまして, 8, 9ページをお開き願います。

10款教育費，4項幼稚園費，3目私立幼稚園費につきましては，電気，燃料等の価格高騰の影響を受けた私立幼稚園等に対しまして，私立幼稚園等緊急支援金として520万円を支給するものでございます。

以上でございます。

○後藤委員長 次に，報告第12号 専決処分について（水戸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）について，執行部から説明願います。

関根国保年金課長。

○関根国保年金課長 それでは，議案書①35ページをお開き願います。

報告第12号 専決処分について御説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき，水戸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について，36ページのとおり処分いたしましたので，同条第3項の規定により報告し，承認を求めるものでございます。

内容につきましては，保健医療部国保年金課提出の参考資料により御説明いたします。

参考資料のほうを御覧願います。

1の改正理由でございますが，地方税法施行令が令和5年3月31日に一部改正され，国民健康保険税の課税限度額及び軽減措置の軽減判定所得基準額が改正されたことに伴い，水戸市国民健康保険税条例の一部を改正したものでございます。

2の改正内容でございますが，(1)の課税限度額の改正につきましては，国民健康保険税のうち，後期高齢者支援金分に係る課税限度額を現行の20万円から22万円に引き上げたものでございます。

(2)の軽減措置の改正につきましては，国民健康保険税は所得の低い世帯の負担軽減を図るため，世帯の所得に応じて，保険税のうち，均等割額につきまして7割，5割，2割の軽減措置を実施しております。令和5年度分の保険税から5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定におきまして，被保険者1人につき加算すべき金額を28万5,000円から29万円に，2割軽減では被保険者1人につき加算すべき金額を52万円から53万5,000円に引き上げたものでございます。

3の施行期日は，令和5年4月1日でございます。

参考といたしまして，下段には令和5年度の課税限度額を，2ページに軽減判定所得を記載してございますので御参照願います。また，3ページから5ページには新旧対照表を，6ページから8ページには参照条文を記載してございますのでお目通し願います。

説明は以上です。

○後藤委員長 次に，報告第13号 専決処分について（東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例）でございますが，報告第14号 専決処分について（東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例）と関連がございますので，これらを一括して説明を求めたいと思いますがいかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 御異議なしと認め，そのように進めさせていただきます。

それでは，執行部から説明願います。

関根国保年金課長。

○関根国保年金課長 それでは、議案書①37ページをお開き願います。

報告第13号 専決処分について御説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例について、38ページのとおり処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

内容につきましては、保健医療部国保年金課提出の参考資料により御説明いたします。

報告第13号参考資料を御覧願います。

1の改正理由につきましては、令和5年度におきまして、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示等の対象地域における被保険者に係る国民健康保険税の減免措置に対する国の財政支援が延長されたことに伴い、専決処分により東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正したものでございます。

なお、本減免措置につきましては、被保険者間の公平性を確保するとともに、十分な経過措置を講じる観点から、避難指示解除から10年程度で終了することとし、令和5年度から順次、見直しを実施することが国から示されているところでございます。

2ページを御覧願います。

参考といたしまして、国の方針に基づく令和5年度から令和10年度にかけての見直しについて表に記載してございます。

保険税の減免につきましては、全額免除から2分の1免除の期間を経て、免除終了とすることとしており、避難指示区域等の指定解除の年により、順次見直しを行う予定でございます。

また、令和元年以降に避難指示区域等の指定が解除された地域及び、これから避難指示区域等の指定が解除される地域につきましても、同様の考え方により特例減免措置の見直しが進められていく予定でございます。

1ページにお戻り願います。

2の改正内容のうち、(1)の保険税の減免対象年度は令和5年度分でございます。

(2)の減免対象者及び減免割合につきましては、これまでの帰還困難区域や旧避難指示区域等に住所を有していた方の全額免除区分に加え、段階的見直しの部分であります平成26年までに避難指示区域等の指定が解除された地域に住所を有していた方の保険税を2分の1免除することとしたものです。

また、新たに令和4年度中に避難指示区域等の指定が解除された区域に住所を有していた上位所得層につきましては、令和5年4月から9月分までに相当する月割算定額を免除するものとしたものでございます。

3ページを御覧願います。

参考といたしまして、避難指示区域等の概念図を記載してございます。今回の見直しにより、令和5年度の保険税が2分の1免除となるのは、南相馬市や田村市、川内村、広野町などの横線で示された区域でございます。また、令和4年度中に避難指示区域等の指定が解除されたのは、斜線で示し、吹き出しで解除日を記載した地域で、上位所得層を除き全額免除となるほか、上位所得層については令和5年4月から9月分ま

での保険税が免除となります。

1 ページにお戻り願います。

(3)の申請期限につきましては、令和6年3月31日でございます。

(4)の経過措置といたしまして、令和4年度末に被保険者資格を取得したことにより、令和4年度分の保険税を令和5年度になってから課税となった場合についても、令和4年度分の保険税について減免の対象とするものです。

3の施行期日は、令和5年4月1日とするものです。

参考といたしまして、4ページから6ページに新旧対照表を、7ページ、8ページに参照条文を記載しておりますのでお目通し願います。

続きまして、議案書①の41ページをお開き願います。

報告第14号 専決処分について御説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例について、42ページのとおり処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

内容につきましては、保健医療部国保年金課提出の参考資料により御説明いたします。

報告第14号参考資料を御覧願います。

1の改正理由につきましては、先ほど報告第13号について御報告させていただいたとおり、令和5年3月31日専決処分により、東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正いたしました。

さらに国の財政支援に係る取扱いが改正され、令和5年4月1日に避難指示が解除された区域、具体的には富岡町の一部でございますが、その区域に住所を有していた上位所得層に対する保険税の減免につきましても、国の財政支援の対象となったことから、令和5年3月31日付にて処分した条例につきまして一部改正し、関係規定の整備を行う必要が生じたことから、令和5年4月1日専決処分により条例の一部を改正したものでございます。

2の改正内容でございますが、(1)の減免対象者及び減免割合につきましては、2ページの避難指示区域の概念図により御説明いたします。

概念図の中で右下のほうに富岡町がございますが、その富岡町の斜線部分が吹き出しで記載したとおり、令和5年4月1日に避難指示の指定が解除となり、この地域に住所を有していた世帯につきましても、上位所得層を除き全額免除になるほか、上位所得層についても令和5年4月分から9月分までの税額に相当する月割算定額を免除するものでございます。

1 ページにお戻り願います。

3の施行期日は、令和5年4月1日としたものです。

参考といたしまして、3ページには新旧対照表を、4ページ、5ページには参照条文を記載しておりますのでお目通し願います。

説明は以上でございます。

○後藤委員長 次に、報告第15号 専決処分について（東日本大震災による被災者に対する介護保険料の減免の申請の特例に関する条例の一部を改正する条例）について、執行部から説明願います。

高橋介護保険課長。

○高橋介護保険課長 それでは、議案書①の43ページをお開き願います。

報告第15号 専決処分について、御説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、東日本大震災による被災者に対する介護保険料の減免の申請の特例に関する条例の一部を改正する条例について、次のページにあります別紙のとおり処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

内容につきましては、介護保険課提出の参考資料により御説明いたします。

報告第15号参考資料を御覧願います。

初めに、1の改正理由でございますが、令和5年度におきまして、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示等の対象地域における被保険者に係る介護保険料の減免措置に対する国の財政支援が延長されたことに伴い、東日本大震災による被災者に対する介護保険料の減免の申請の特例に関する条例の一部を改正したものでございます。

なお、先ほど国保年金課より御説明させていただきました国民健康保険税の減免の取扱いと同様に、本減免措置につきましては、被保険者間の公平性を確保するなどの観点から、令和5年度から順次見直しを実施する予定でございます。

2の改正内容のうち、(1)の対象保険料につきましては令和5年度分とするものでございます。

(2)の申請期限につきましては、令和6年3月31日とするものでございます。

(3)の経過措置につきましては、令和4年度分の保険料のうち、令和5年4月1日以降の日を納期限とするものは、減免の対象とし、その申請期限を令和6年3月31日とするものでございます。

3の施行期日につきましては、令和5年4月1日でございます。

参考といたしまして、2ページ上段に減免の基準を、下段に特例減免措置の見直し対象地域を、3ページに避難指示区域の概念図、4ページから5ページに新旧対照表を、6ページに参照条文を記載しておりますので、お目通しを願います。

説明は以上でございます。

○後藤委員長 次に、報告第16号 専決処分について（新型コロナウイルス感染症のり患者等に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例）について、執行部から説明願います。

関根国保年金課長。

○関根国保年金課長 それでは、議案書①の45ページをお開き願います。

報告第16号 専決処分について御説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症のり患者等に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例について、46ページのとおり処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

内容につきましては、保健医療部国保年金課提出の参考資料により御説明いたします。

1の改正理由でございますが、これまで新型コロナウイルス感染症のり患者等に対する国民健康保険税の減免につきましては国の財政支援に基づき実施してきましたが、この財政支援につきましては、令和4年度分の保険税までで終了とすることとされました。

しかしながら、令和4年度分の保険税であって、令和4年度末に資格を取得したこと等により、令和5年4月以後に納期限が到来するものについては、一部財政支援措置の対象となることから、専決処分により、新型コロナウイルス感染症のり患者等に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正したものでございます。

2の改正内容のうち、(1)の保険税の減免対象年度は、令和4年度分の保険税のうち、令和5年4月1日から令和5年5月31日までの間に納期限が設定されているものでございます。

(2)の申請期限につきましては、令和6年3月31日でございます。

3の施行期日は、令和5年4月1日としたものです。

また、参考といたしまして、2ページには減免の基準等を、3ページから4ページに新旧対照表、5ページに参照条文を記載しておりますので、お目通し願います。

説明は以上でございます。

○後藤委員長 次に、報告第17号 専決処分について（新型コロナウイルス感染症のり患者等に対する介護保険料の減免の申請の特例に関する条例の一部を改正する条例）について、執行部から説明願います。

高橋介護保険課長。

○高橋介護保険課長 それでは、議案書①の47ページをお開き願います。

報告第17号 専決処分について御説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症のり患者等に対する介護保険料の減免の申請の特例に関する条例の一部を改正する条例につきまして、次のページにあります別紙のとおり処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

内容につきましては、介護保険課提出の参考資料により御説明させていただきます。

初めに、1の改正理由でございますが、新型コロナウイルス感染症のり患者等に対する介護保険料の減免につきましては国の財政支援に基づき実施してまいりましたが、国の財政支援措置が令和4年度分の保険料までで終了とするとされたところでございます。

しかしながら、令和4年度分の保険料であって、令和4年度末に資格取得したこと等により、令和5年4月以後に納期限が到来するものにつきましては、一部財政支援の対象となるとされたことに伴いまして、新型コロナウイルス感染症のり患者等に対する介護保険料の減免の申請の特例に関する条例の一部を改正したものでございます。

2の改正内容のうち、(1)の保険料の減免対象年度につきましては、令和4年度の保険料のうち、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に納期限が設定されているものとするものでございます。

(2)の申請期限につきましては、令和6年3月31日とするものでございます。

3の施行期日につきましては、令和5年4月1日でございます。

参考といたしまして、2ページに減免の基準等を、3ページに新旧対照表を、4ページに参照条文を記載

しておりますので、お目通し願います。

説明は以上でございます。

○**後藤委員長** 次に、報告第19号 専決処分について（令和5年度水戸市一般会計補正予算（第1号））中別表中歳出について、執行部から順次説明願います。

こども政策課長。

○**深谷こども政策課長** 続きまして、議案書①の53ページをお開き願います。

報告第19号 専決処分について御説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和5年度水戸市一般会計補正予算（第1号）につきましては、54ページの別紙のとおり、4月14日付で処分いたしましたので、同条3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

内容につきましては、議案書⑤令和5年度補正予算に関する説明書の4ページ、5ページをお開き願います。

3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、子育て世帯生活支援特別給付金経費につきましては、国の給付事業として、食費等の物価高騰の影響を受けた低所得の子育て世帯に対し、生活の支援を行うため、3億3,200万円の増額補正を行ったものでございます。

内訳は5ページの説明欄を御覧ください。

会計年度任用職員の報酬やシステム設計に係る委託料等の事務費としまして、計1,200万円を計上してございます。また、子育て世帯生活支援特別給付金につきましては、支給額が対象児童1人当たり5万円でありまして、対象児童6,400人、給付金総額3億2,000万円を計上しております。財源は国庫補助10分の10でございます。主な支給対象者は3月分の児童扶養手当受給者の独り親世帯と、令和4年度の同給付金受給者のその他世帯であり、申請することなくプッシュ型の支給を5月中に完了してございます。また、家計急変により収入が基準以下になった方等も支給対象であり、申請が必要となりますことから、「広報みと」やホームページ等により情報を発信するほか、支給対象と思われる世帯に対しましては、個別通知により情報提供を行っており、申請受付をただいま行っているところでございます。

説明は以上です。

○**三宅保健医療部保健所参事兼保健総務課長** 次に、4款衛生費について御説明させていただきます。

4款衛生費、1項保健所費、5目保健予防費につきましては2億8,200万円を増額補正したもので、財源は国庫補助、補助率10分の10でございます。

内容につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種経費につきまして、65歳以上の高齢者及び基礎疾患を有する方などを対象といたしまして、令和5年春開始接種を実施するため、医療機関へのワクチン接種委託料といたしまして、補正措置を講じたものでございます。

説明は以上でございます。

○**後藤委員長** 次に、報告第20号 専決処分について（令和5年度水戸市一般会計補正予算（第2号））中別表中歳出中第3款（民生費）について、執行部から説明願います。

櫻井福祉総務課長。

○櫻井福祉総務課長 それでは、議案書①57ページをお開き願います。

報告第20号 専決処分について御説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和5年度水戸市一般会計補正予算（第2号）につきましては、58ページの別紙のとおり、令和5年5月16日付で処分いたしましたので、同条3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

内容につきましては、議案書⑤令和5年度補正予算に関する説明書10ページ、11ページをお開き願います。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費につきましては、市民税非課税世帯等臨時特別給付金経費におきまして、令和5年度分市民税非課税世帯及び令和5年1月以降に予期せぬ家計が急変し、市民税非課税世帯相当の水準に落ち込んだと認められる世帯に対し、市民税非課税世帯等臨時特別給付金として迅速に3万円を給付するため、事務費とあわせ9億9,100万円の増額補正を講じたものでございます。

給付対象となります令和5年度分市民税非課税世帯の方には、7月下旬に関係書類を送付するとともに、生活保護世帯にはプッシュ型での通知を送付するなど、8月から受付を開始し、支給ができるような作業を進めているところでございます。また、家計急変等につきましては、申請手続が必要となり、申請期限は令和5年10月31日までとなっております。

説明は以上でございます。

○後藤委員長 以上で、提出議案についての説明は全て終了いたしました。

それでは、これより順次質疑を行います。

初めに、議案第57号 令和5年度水戸市一般会計補正予算（第3号）中別表中歳出中第3款（民生費）、第4款（衛生費）中文教福祉委員会所管分及び第10款（教育費）について、質疑のある方は発言を願います。

滑川委員。

○滑川委員 議案第57号の歳出のところから何点か御質問をさせていただきます。

議案書②の4ページ、5ページからお伺いをさせていただきます。

まず初めに、3款民生費、1項社会福祉費のところ、今回、緊急支援で出ている福祉施設緊急支援のところから、ちょっとお聞きしたいんですけども。

まず1点目として、この周知方法というのをちょっと確認のために改めてお答えいただければと思います。

○後藤委員長 土屋課長。

○土屋障害福祉課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

緊急支援金の周知方法につきましては、対象となる事業所について、執行部のほうで把握してございますので、補正予算議決後に速やかにこちらのほうから申請勧奨の通知を送る予定でございます。

以上でございます。

○後藤委員長 滑川委員。

○滑川委員 ありがとうございます。

個別に通知をするということでありがとうございました。

あと、この頂いた青いこれを見たときに、一番下の米印のところに対象となる施設のところでいろいろ書かれているんですが、これはグループホームというのも含まれているのか。あと、ほかというのは、例えば具体的にどのようなものがあるのか、ちょっと教えていただければと思います。

○後藤委員長 土屋課長。

○土屋障害福祉課長 ただいまの御質問に御説明いたします。

今、滑川委員がお示しいただきましたパワーポイントの資料でございますけれども、グループホームも対象になるかという御質問ですね。

グループホームにつきましては、認知症グループホーム及び障害者グループホームにつきましても支給の対象となっております。

ここにお示ししてございますもののほかに、あと養護老人ホームが対象となっております。

説明は以上でございます。

○後藤委員長 滑川委員。

○滑川委員 ありがとうございます。

もう一点、よろしいでしょうか。

次のページ、議案書②の6ページ、7ページなんですけれども、同じように緊急支援で、幼稚園・保育所等緊急支援というのが出ていると思うんですが、老人ホーム、先ほど言った福祉施設と比較して、若干金額が前後するかなと思うんですけれども、これは24時間やっているかとか、そういった電気代、燃料等を使う時間というところで、この金額の差があるのか、そこを改めて御確認したく、御質問をさせていただきます。

○後藤委員長 松本幼児保育課長。

○松本幼児保育課長 ただいまの滑川委員の御質問にお答えいたします。

民生費の保育所と教育費の幼稚園と、いずれも積算については同じ考えでやっています。こちらにつきましては、市立での保育所、幼稚園等の施設を運営してございますので、そちらの光熱費、電気・ガス料金の令和3年度と4年度を実績を比較しまして、その上昇分を基に積算しております。人数につきましては、今回19人以下と20人以上200人未満、200人以上ということで、小規模と一番数が多い中規模と、あと大規模という定員数のほうで分けておるところでございます。

○後藤委員長 ほかにございませんか。

中庭委員。

○中庭委員 パワポの資料の4ページなんですけれども、福祉施設緊急支援のところ、この金額、先ほど滑川委員もお話しされていましたが、この金額なんですけど100人以上だと50万円、30人未満だと20万円という金額なんですけれども、ちょっと少ないんじゃないかななんて思ったんですけれども。今この電気代・ガス代、燃料費がかなり高騰している中、ちょっともう少し上げてもいいんじゃないかなと思ったんですけれども、どうでしょうか。

○後藤委員長 土屋障害福祉課長。

○土屋障害福祉課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

この福祉施設の緊急支援金につきましては、昨年度もこの補正予算におきまして支給をしているところでございます。入所、入居施設に対します緊急支援金につきましては、定員区分については昨年度のものと一緒にございますが、支給する支援金の単価につきましては、昨年度は100人以上が50万円、50人以上100人未満が30万円、30人以上50人未満が20万円、30人未満が10万円としてございました。

昨年度の他の自治体などの実施状況などを踏まえまして、今回の補正で単価を増額したということもございます。足りないかという御指摘につきましては、今後の状況を踏まえて判断をしていきたいと考えております。

説明は以上でございます。

○後藤委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

黒木委員。

○黒木委員 3款民生費、1項社会福祉費、1目、2目、3目の部分なんですけど、議案書と一緒にいただいた資料の中で明記されていたんですけど、障害者福祉経費、高齢者介護の中で、入所・入居施設系サービスを実施している福祉事業者に対する緊急支援金ということで、定員数に応じて支給しますということで記載されているんですけど、この部分をちょっと御説明いただくとありがたいんですけど。

○後藤委員長 土屋障害福祉課長。

○土屋障害福祉課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

入所・入居系の施設に係る福祉施設緊急支援金につきましては、令和5年4月1日時点でのその入所・入居系の施設の定員規模に応じまして単価を設定いたしまして、緊急支援金を支給するものでございます。

基本につきましては、区分として4区分100人以上、あと50人以上100人未満、30人以上50人未満、30人未満の4区分で、額を区分しておりまして支給するものでございます。

説明は以上でございます。

○後藤委員長 黒木委員。

○黒木委員 では、この施設、100人以上が9施設、50人以上100人未満が46施設、30人以上50人未満が9施設、30人未満が70施設ということで明記されているんですけど、これで全てこういう形の水戸市内の施設はフォローできているということで理解してよろしいのか。

○後藤委員長 土屋課長。

○土屋障害福祉課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

施設に関しましては、障害者の施設あるいは高齢者介護の施設につきまして、全て対象としてございます。

説明は以上でございます。

○後藤委員長 黒木委員。

○黒木委員 あと、訪問・通所系サービスを実施している福祉事業者に対する緊急支援金に関しまして、これも3区分されているんですけど、この部分、ちょっと説明をいただければと思うんですけど。

○後藤委員長 土屋障害福祉課長。

○土屋障害福祉課長 ただいまの質問にお答えいたします。

訪問・通所系サービスの事業所に係ります緊急支援金につきましては、令和4年10月から令和5年3月までに、本市が支給いたしました給付費あるいは委託料等の額に基づきまして、その6か月間の合計の市が支給した額に応じまして3区分に分けて支援金を支給するものでございます。

その6か月間の給付費等の合計額が3,000万円以上でございましたらば20万円、500万円から3,000万円未満でしたらば15万円、500万円未満でしたらば10万円という区分になってございます。

説明は以上でございます。

○後藤委員長 黒木委員。

○黒木委員 続きまして、児童福祉費になるんですかね。私立幼稚園、保育所、認定こども園等に対する緊急支援ですけれども、これも定員数に応じてということではいただいているんですけれども、この考え方について、あと施設数についても、ちょっと御説明いただければと思います。

○後藤委員長 松本幼児保育課長。

○松本幼児保育課長 ただいまの黒木委員の御質問にお答えいたします。

積算の根拠につきましては、先ほど滑川委員の御質問にお答えしたときに、私立幼稚園や私立保育所に対する緊急支援金であります。公立での幼稚園、保育所での電気・ガス等の光熱費の実績、こちらの上昇分を基に積算したものでございます。数につきましては、教育費のほうにつきましては、私立幼稚園等で14施設、幼稚園型の認定こども園が10、幼保連携型の認定こども園が4の14施設でございます。

以上でございます。

○後藤委員長 黒木委員。

○黒木委員 定員数に応じて支給されているようなんですけれども、200人以上だと8施設、20人から200人未満だと79施設、20人未満だと47施設という資料をいただいているんですけれども、この説明をいただければと思います。

○後藤委員長 松本幼児保育課長。

○松本幼児保育課長 ただいまの質問にお答えします。

定員数に伴い、小規模と中規模と大規模の施設のほうで3段階に分けてございますが、小規模の施設につきましては、全て保育所等でございます。こちらが47施設でございますが、家庭的保育の事業所が8、あと19人以下の小規模の保育施設が19、認可外の保育施設が20で、計47でございます。

20人以上200人未満のところにつきましては、こちらは保育所が51、あと幼稚園が3、あと幼稚園型の認定こども園が6、幼保連携型の施設が2、認可外の保育施設が17で79でございます。200人以上の大規模の施設でございますが、こちらは私立幼稚園施設が1、あと幼稚園型の認定こども園が4、あと幼保連携型認定こども園が3の8施設で、幼稚園、保育所あわせて134施設でございます。

以上でございます。

○後藤委員長 黒木委員。

○黒木委員 学童クラブ経費なんですけど、こちらの合計で24施設ということなんですけれども、これ水戸市で、認可している民間学童でよろしいのか、ちょっとお伺いしたいんですが。

○後藤委員長 深谷こども政策課長。

○深谷こども政策課長 ただいまの黒木委員の御質問にお答えいたします。

こちらに関しましては、放課後児童健全育成事業の開始届を水戸市に提出している民間学童クラブが24か所になります。

○後藤委員長 黒木委員。

○黒木委員 すみません。放課後児童健全育成事業の申請をしているというのがちょっと勉強不足で分からないんですが、その分ちょっと申請していないところもあるということで、申請する何か条件というかあるのか、ちょっと教えていただきたいんですが。

○後藤委員長 深谷こども政策課長。

○深谷こども政策課長 こちらの開始届につきましては、この開始届をすることにより、放課後児童健全育成事業を開始できるという法律がありまして、それに基づいて提出されております。

○後藤委員長 黒木委員。

○黒木委員 地域医療経費なんですけど、こちらに医療機関等緊急支援金ということで、区分が病院25件、有床診療所15件、無床診療所、薬局530件ということで記載されているんですけども。

この部分、病院数、薬局と無床診療所が一緒になっているので、この辺ちょっと数の説明をいただければと思います。

○後藤委員長 三宅保健医療部保健所参事兼保健総務課長。

○三宅保健医療部保健所参事兼保健総務課長 ただいまの黒木委員の御質問にお答えいたします。

まず無床診療所でございますけれども、医科診療所につきましては、算出根拠といたしまして190か所、それから歯科診療所につきましては170か所、薬局につきましては170か所で計上したものでございます。

○後藤委員長 ほかにございませんか。

ないようですので、議案第57号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、報告第12号 専決処分について（水戸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）について、質疑のある方は発言を願います。

○後藤委員長 中庭委員。

○中庭委員 20万円から22万円に引上げということで2万円のアップということなんですけれども、この影響が知りたいんですが、令和4年度の実績を教えてください。

○後藤委員長 関根国保年金課長。

○関根国保年金課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

影響ということでの御質問かと思うんですけども。まだ令和5年度の保険税自体が確定はしていませんので、令和4年度の課税状況からしますと、令和4年度と比べて184世帯少ない840世帯が限度額に達するのかなと。後期高齢者支援金分について、調定額といたしまして約1,850万円増と見込んでございます。

以上でございます。

○後藤委員長 ほかにございませんか。

中庭委員。

○中庭委員 軽減措置について質問ですが、5割の軽減ということで、この5割分の影響はどうでしょうか。

○後藤委員長 関根国保年金課長。

○関根国保年金課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

5割の部分の軽減の拡充措置ということでございますが、今見込んでございますのは、5割軽減が87世帯増えまして、軽減額約350万円増と5割の部分は見込んでございます。

○後藤委員長 中庭委員。

○中庭委員 すみません、一遍に聞けばよかったです、2割軽減について教えてください。

○後藤委員長 関根国保年金課長。

○関根国保年金課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

2割軽減部分の拡充というところでございますが、146世帯増えまして235万円増と、軽減額が増と見込んでございます。

以上でございます。

○後藤委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 ないようですので、報告第12号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、報告第13号 専決処分について（東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例）でございますが、報告第14号の専決処分について（東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例）と関連がございますので、説明と同様に、これらを一括して質疑を行いたいと思っておりますがいかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 御異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

それでは、報告第13号及び報告第14号について、質疑のある方は発言を願います。

黒木委員。

○黒木委員 報告第13号、14号、15号につきましては、東日本大震災による被災者に対するゼロ減免措置ということでありますが、国のほうでこういう条例改正がされていますので、あつてしかるべきだと思うんですが。水戸市内のお住まいの方の対象者数について、ちょっとそれぞれ13号、14号、15号、教えていただければと思います。

○後藤委員長 関根国保年金課長。

○関根国保年金課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

国民健康保険税、この東日本大震災の関係に係る減免で行った令和4年度の実績なんですけれども、国民健康保険税の減免は24件で、減免額といたしまして約229万円を減免したところでございます。

以上でございます。

○後藤委員長 黒木委員。

○黒木委員 申請期限が令和6年3月31日ということになっておりますけれども、24件であれば、こちらの市役所の担当課のほうでも把握されていると思いますので、申請という形というよりもプッシュしていただく、御案内していただくというやり方が必要だと思うんですが、その点につきまして御答弁をいただければ。

○後藤委員長 関根国保年金課長。

○関根国保年金課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

24件の方々につきましては、この方々、再度の申請ではなく、こちらのほうで継続して減免をしていくというような対応を取らせていただいております。

以上でございます。

○後藤委員長 ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 ないようですので、報告第13号及び報告第14号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、報告第15号 専決処分について（東日本大震災による被災者に対する介護保険料の減免の申請の特例に関する条例の一部を改正する条例）について、質疑のある方は発言を願います。

中庭委員。

○中庭委員 報告第15号、令和4年度の減免した実績を教えてください。対象人数ですね。

○後藤委員長 高橋介護保険課長。

○高橋介護保険課長 ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

令和4年度の実績でございますが、保険料免除となった者は22名でございます。免除額は約142万円ということでございます。

以上でございます。

○後藤委員長 ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 ないようですので、報告第15号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、報告第16号 専決処分について（新型コロナウイルス感染症のり患者等に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例）について、質疑のある方は発言を願います。

中庭委員。

○中庭委員 報告第16号、コロナによって令和4年度末に資格を取得したことによって一部財政支援措置の対象となるということで、令和4年度末ということなので、あまり対象者はいないと思うんですが、令和4年度末ではなく令和4年では大体何件ぐらいだったんでしょうか。

○後藤委員長 関根国保年金課長。

○関根国保年金課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

令和4年度の減免件数でございますが、48件、減免額は約782万円でございます。

以上でございます。

○後藤委員長 黒木委員。

○黒木委員 すみません、勉強不足でちょっと教えていただきたいんですが。

この新型コロナウイルス感染症のり患者というのは、どういう方を示されているのか。今、48件とありますけれども、コロナウイルスに感染してどうなった方が対象になるか、ちょっと教えていただければ。

○後藤委員長 関根国保年金課長。

○関根国保年金課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

参考資料のほうの減免基準等のほうにも書いてあるんですけども、まず新型コロナウイルス感染症のり患に關しまして、生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った場合というのがまず1件ございます。それから、これは感染した方ばかりではなく、主たる生計維持者の事業収入、この新型コロナウイルス感染症の影響で、例えば事業収入が減少してしまったというような方々も含めて、この主な要件に該当するようであれば対象というような形になってございます。

以上でございます。

○後藤委員長 黒木委員。

○黒木委員 これはあくまでも、こういう方から御家庭であれば御家庭、また事業者であれば事業者から市に対して申請をしてきた方ということによろしいですか。じゃ、申請しなかった方は対象者になっていないということですね。

○後藤委員長 鬼澤委員。

○鬼澤委員 ただいまの黒木委員の質問に付け加えまして、全て申請ということで、もちろんこれは各個人にやはり自己責任を持たせるということは大事だとは思いますが、申請を、要するにどのような形で、先ほどもちょっとあったと思いますが、それを周知して、そしてどのような形で一般市民のほうに申請してきているか。何かで知ってとか、あるいは直接市役所のほうに相談してとか、その辺りの実情をちょっとお聞かせいただければありがたいです。

○後藤委員長 関根国保年金課長。

○関根国保年金課長 ただいまの御質問にお答えします。

この減免の条例ですけれども、令和2年度の頃から策定をされたところなんですけれども、周知の方法といたしましては、チラシのほうを、例えば納税通知書のほうの発送にあわせて入れさせていただいて、各個人のほうに送るとか、そういったことをやっております。

以上でございます。

○後藤委員長 鬼澤委員。

○鬼澤委員 すみません、重ねて。そのチラシ等で周知するというので、各個人に送るというお話だったんですが、それは不特定多数、つまり一般市民全員にということになりますか。すみません。

○後藤委員長 関根国保年金課長。

○関根国保年金課長 ただいまの御質問にお答えします。

あくまでも今回は国民健康保険に加入されている世帯ですので、その方々に対して納税通知書等を送る際に入っておりますので、主に被保険者の方を対象に送っております。

○後藤委員長 中庭委員。

○中庭委員 新型コロナが5類になったので、これはもうここでおしまいなんですよね。次はこの減免措置はもうないんですよね。

それで、またさらに、期限が令和6年3月31日ということなので、施行は4月1日から1年間ということなんですけれども、先ほど鬼澤委員からもお話がありましたが、周知がなかなか分からないんじゃないかなという人もいると思うので、その拡充というか、もう少し知らせるとするか、周知方法の広がりは何か考えていますか。

○後藤委員長 関根国保年金課長。

○関根国保年金課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

今回の条例改正につきましては、あくまで令和4年度分で、しかも3月末ぐらいに資格を取得した方なので、ある程度限定されております。もう令和4年度に申請して受けられている方というのは今回対象とはなっていないので、こちらにつきましては、窓口に来られた際にお知らせするとか、そういうような対応をさせてもらいました。

チラシの発送については、一昨年ですとか、昨年ですとか、そういったことで対応をさせてもらったというところがございます。

○後藤委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 ないようですので、報告第16号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、報告第17号 専決処分について（新型コロナウイルス感染症のり患者等に対する介護保険料の減免の申請の特例に関する条例の一部を改正する条例）について、質疑のある方は発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 ないようですので、報告第17号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、報告第19号 専決処分について（令和5年度水戸市一般会計補正予算（第1号））中別表中歳出について、質疑のある方は発言を願います。

滑川委員。

○滑川委員 何点かお聞きしたいんですけれども、議案書⑤の4ページ、5ページから御質問をさせていただきます。

2項児童福祉費のところ、こちら子育て世帯生活支援特別給付金というところに出てくるかと思うんですけれども、先ほど御説明で、もしかしたら私、聞きそびれちゃったかもしれないので、重複してしまったら大変恐縮なんですけれども。

対象者6,400名と、4,000世帯というところで、こちらはもう手元に届いたのか、改めてお聞かせ願いたいと思います。

○後藤委員長 深谷こども政策課長。

○深谷こども政策課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

プッシュ型につきましては、独り親世帯の令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けた方3,121人

の児童に、また独り親以外の世帯で、令和4年度に子育て世帯生活支援特別給付金の給付を受けた方に対してはプッシュ型で、児童2,456人に5月中に支給を行っております。それ以外の方につきましては、申請が必要となりますので、現在受付をしております。

○後藤委員長 滑川委員。

○滑川委員 御答弁ありがとうございます。

申請を必要な方を除いた人数ですと、今、大体どのぐらいの人数に、今、言いましたね、はい、大丈夫です、ありがとうございます。

対象者なんですけれども、その独り親世帯というのは、何月時点というか、どの時点でのカウントかというのを、改めてお聞かせ願えますか。

○後藤委員長 深谷こども政策課長。

○深谷こども政策課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

基本は、令和5年3月分の児童扶養手当を受けている方が基本となりまして、それ以外に、この児童扶養手当を、公的年金等を受給していて受けられなかった方で、児童扶養手当の所得制限限度額を下回る世帯であったり、あとは家計が急変した方が対象になります。独り親以外の世帯につきましては、プッシュ型で令和4年度に子育て世帯生活支援特別給付金の給付を受けた方には支給しているんですけれども、申請が必要な世帯としましては、令和5年度の市民税が非課税で、児童手当または特別児童扶養手当の支給を受けている方と、令和5年1月1日以降に家計が急変して住民税非課税世帯と同水準となる世帯が対象となります。

○後藤委員長 滑川委員。

○滑川委員 ありがとうございます。

その申請が必要な方々なんですけれども、確実に生活に困窮している場合、漏れなくきちんと申請できることが必要かと思うんですけれども、そういった方々へのアプローチについて改めてお聞かせください。

○後藤委員長 深谷こども政策課長。

○深谷こども政策課長 ただいまの質問にお答えいたします。

申請が支給対象と思われる世帯に対しましては、個別通知により情報提供を行っております。

○滑川委員 ありがとうございます。

○後藤委員長 中庭委員。

○中庭委員 これ、低所得ということで、直近で収入が減収した世帯はどうかかなというところと、先ほど令和5年1月から令和5年10月、何月まででしたっけ、ちょっと聞きそびれてしまいました。教えてください。

○後藤委員長 深谷こども政策課長。

○深谷こども政策課長 ただいまの質問にお答えいたします。

家計急変世帯につきましては、令和5年1月1日以降に家計が急変した世帯になります。

○後藤委員長 中庭委員。

○中庭委員 この直近で収入が減収した場合は、自らが申請に行くという感じなんですよ。

○後藤委員長 深谷こども政策課長。

○深谷子ども政策課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

こちらは給与明細等を提出していただいたりして、こちらで審査する必要がありますので、申請型となっております。

○後藤委員長 ほかにございませんか。

黒木委員。

○黒木委員 4款衛生費の1項保健所費、5目の保健予防費ですが、こちら、令和5年の春開始接種の新型コロナウイルスワクチン接種経費ということですが、対象者が65歳以上の高齢者、また基礎疾患を有する12歳以上の方と、いろいろ制約がある中なんです、現在どの程度、このワクチン接種が対象者に対して進んでいるのか、ちょっとお伺いしたいんですが。

○後藤委員長 大図保健予防課長。

○大図保健予防課長 ただいまの御質問に対してお答えさせていただきます。

今回の接種対象者、今、委員から御指摘のあったとおり、まず65歳以上の高齢者、また64歳以下の方につきましては基礎疾患のある方や医療従事者等となっております。

市のほうで把握できているものは、65歳以上の方、こちらで把握しておりますので、現在、接種対象者として、先週の金曜日時点の接種状況でございますが、65歳以上の対象者約6万8,200人に対しましての接種率につきましては30.6%となっております。

そのほか、64歳以下の方は基礎疾患等や医療従事者ということで申請を受けているわけですが、こちらの方々全体をあわせると、全体で31.4%ぐらいの今接種率となっております。

以上でございます。

○後藤委員長 黒木委員。

○黒木委員 新型コロナウイルスの感染症の法上の扱いが5類になりまして、これまでの通常の私たちの生活、コロナ前の生活にこう戻りつつある状況の中なんです、今回、こういう対象者、高齢の方とか基礎疾患のある方に関してはやっぱり接種していただくという、より多く接種いただくということが必要だと思います。

この取組、接種率を向上させていく上で、どのような取組をされているのか、またお考えなのかをお伺いしたいのですが。

○後藤委員長 大図保健予防課長。

○大図保健予防課長 ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

委員御指摘のとおり、まさに今回は65歳以上の方と基礎疾患のある方、また医療従事者等と対象者が限定されておりますが、やはり対象となる方には、市としては接種をしていただきたいというところがございます。

周知につきましては、「広報みと」や、市のSNS、こちらの活用はもちろんのこと、市独自でチラシ等を作成させていただいて、各医療機関、水戸市医師会と連携させていただきまして、医療機関のほうにそのチラシを配布して、病院の中でかかりつけの先生のほうから御説明をいただくなど、先生の御協力をいただきながら接種率向上のほうに努めているというような状況でございます。

以上でございます。

○後藤委員長 黒木委員。

○黒木委員 私もこの改選前2年間、この委員会にしまして、土井所長、土井先生からこのワクチンの有効性、様々な御指導をいただいてきて、必要なワクチンであるというふうに認識しております。でも、その一方で、様々な考えの方がいらっしやって、よろしくないという方もいらっしやいまして、しっかりとその辺、ワクチンの有効性、市民の方に伝えていただきながら、接種を進めていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○後藤委員長 ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 ないようですので、報告第19号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、報告第20号 専決処分について（令和5年度水戸市一般会計補正予算（第2号））中別表中歳出中第3款（民生費）について、質疑のある方、発言を願います。

滑川委員。

○滑川委員 議案書⑤、10ページ、11ページから御質問をさせていただきます。

民生費、社会福祉費で、財源の内訳が国から9億6,000万円、一般財源で3,000万円というところで、その内訳があわせて9億9,000万円程度のうち、実際の給付金額が9億3,000万円、残り6,000万円あたりが事務費に使われているかなと思うんですが、その事務費のあたりをちょっと詳しく教えていただきたいなと思っております。よろしく願いします。

○後藤委員長 田中福祉部副部長。

○田中福祉部副部長兼福祉事務所副所長 ただいまの滑川委員の御質問にお答えします。

事務費の内訳でございますが、事務費の中身といたしましては、今回、給付金を支給するに当たってのシステム改修費、そして、対象者に確認書等をお送りするようなそういった印刷、あるいは封入封緘費、そういったものを含んでおります。

以上でございます。

○後藤委員長 ほかにございませんか。

中庭委員。

○中庭委員 この3万円の給付ということなんですけれども、非課税世帯は把握していると思うんですが、家計急変世帯、この給付金自体が初めてではないので、前回、何世帯対象者がいたんでしょうか。家計急変世帯ということで。

○後藤委員長 田中福祉部副部長。

○田中福祉部副部長兼福祉事務所副所長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えします。

前回の給付金、価格高騰の給付金の実績でございますが、家計急変世帯といたしましては153世帯に支給を行っている状況でございます。

○後藤委員長 中庭委員。

○中庭委員 家計急変世帯、自分からなかなか分からなかったという話を前聞いたことがあったんですけれ

ども、この家計急変世帯を取りこぼさないようにするための方法として、具体的に何かありますか。

○後藤委員長 田中福祉部副部長。

○田中福祉部副部長兼福祉事務所副所長 ただいまの委員の御質問にお答えします。

家計急変世帯につきましては、1月以降家計が急変された方ということで、対象としてもなかなか本人、分かりづらいというような点があるかと思えます。でございますので、こちら申請書をまず市民センター等に置いて、それでこちら市役所の窓口で申請していただくことをしておりますが、それ以外にも、生活困窮者の相談窓口となっております市役所の2階に自立相談支援室がございまして、そちらのほうと連携して、利用者の方に御案内をしていただくような形を考えております。

また、そのほか、ホームページであるとか、あるいは「広報みと」等を使って広く広報をしていきたいと考えております。

○後藤委員長 黒木委員。

○黒木委員 電気、ガス、食料品の価格高騰が本当に著しい状況になっておりますけれども、先ほど、最初の説明で8月から支給ということで御説明をいただいております。その準備を進めていらっしゃると思うんですが、5月16日に専決処分されまして、今、準備している段階だと思うんですが、今の準備状況をお伺いしたいのですが。

○後藤委員長 田中福祉部副部長。

○田中福祉部副部長兼福祉事務所副所長 ただいまの黒木委員の御質問にお答えさせていただきます。

今現在の準備状況でございますが、今回、国において電気・ガス・食料品等価格高騰緊急支援交付金ということで、取扱いが決まったのが3月下旬でございまして、その後、こちら交付金ということで、給付金の制度設計をさせていただいております。今回、給付金で対象となるのが、令和5年度市民税非課税世帯の方が交付金の対象となっておりますので、そういったことを踏まえまして、前回と同じ給付金の対象者を同様に今回の制度設計をさせていただくところでございます。

今現在、対象者の抽出をするためのシステム改修、あるいは通知等、印刷、発送をするための準備であるとか、あるいはやはり市民の方の問合せ等がございまして、そういったコールセンターの準備、そういったものを行って、迅速に支給できるように準備をしているような状況でございます。

以上でございます。

○後藤委員長 黒木委員。

○黒木委員 対象になる方には、漏れなく支給されるように取り組んでいただきたいと思うんですが。

家計急変世帯の家計が急変し、市民税非課税世帯と同程度の水準に落ち込んだと認められる世帯で、水戸市としては独自で対象を拡大しているというふうに書かれているんですが、ここちょっと御説明をいただければと思います。

○後藤委員長 田中福祉部副部長。

○田中福祉部副部長兼福祉事務所副所長 ただいまの質問にお答えします。

市独自で対象者を拡大している部分でございますが、給付金の対象が、先ほど御説明申し上げましたように、令和5年度市民税非課税世帯ということを交付金の対象としている状況でございますので、家計急変

でございますと、令和5年度は課税されていて、それ以降、急変してという方でありますので、そういった方は交付金の対象ではない。そういった方を対象とするために独自に広げていったものでございます。

そのほか、DVの被害者で住所を移さず、水戸市にいらっしゃった方であるとか、あるいは措置施設等に入所されて住所を移されていない方、そういった対象外ということになっている方について、本給付金の支給の対象ということで考えて、制度設計をしたものでございます。

以上です。

○後藤委員長 滑川委員。

○滑川委員 度々失礼をいたします。

この非課税世帯等緊急支援と、先ほど報告第19号のほうでありました子育て世帯生活支援、これ重複してどちらも給付されるという方もいらっしゃるのでしょうか、お答えをお願いいたします。

○後藤委員長 田中福祉部副部長。

○田中福祉部副部長兼福祉事務所副所長 ただいまの委員の御質問にお答えします。

こちらのそれぞれの給付金については重複して受け取られる方もいらっしゃるといふふうに考えております。

○後藤委員長 鬼澤委員。

○鬼澤委員 すみません。ただいまの関連して質問をさせていただきたいんですが。

その家計急変世帯というのは、非課税世帯はある程度きちんと把握できるのかなと思うんですけども、家計急変世帯については、すみません、私が聞き逃していたら申し訳ありません、これも自己申告型ということになるのか。そして、この家計急変世帯で実質、実績を取って153世帯というお話が先ほどあったんですが、逆にそれが申請されたんだけど、ちょっとその対象にはならなかったというようなものがあつたのかどうか。でも、それが申告制じゃなければ、私の質問は無意味なので取り消していただいて構わないんですが、ちょっとその辺りを教えていただければと思います。

○後藤委員長 田中福祉部副部長。

○田中福祉部副部長兼福祉事務所副所長 ただいまの御質問にお答えします。

家計急変世帯につきましては、今回、申請をしていただきまして、それで支給になった方というのは実際にはいらっしゃいます。というのも、やはり支給の要件として、非課税相当になっている方ということでございますので、考え方としては1月の収入掛ける12月で、収入を算定させていただいて、それが基準より上かということで判定をさせていただいているような状況でございますので、中にはその判定に従って支給となった方もいらっしゃいます。

ですと、なかなか非常に制度としては申請が難しいようなところもございまして、こういったものについてはコールセンターを設置しまして、そういった申請の仕方であるとか、その対象者かどうかというような御相談等も受け付けてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○後藤委員長 鬼澤委員。

○鬼澤委員 ありがとうございます。

度々ですみません。今の御回答の中で、申請の中で153世帯を認定したということで、じゃ、逆に先ほどもちょっと申し上げたんですが、差し障りなければ、認定できなかった件数って把握していらっしゃいますか。

○後藤委員長 田中福祉部副部長。

○田中福祉部副部長兼福祉事務所副所長 ただいまの委員の御質問にお答えします。

不支給になった件数でございますが、全体で、今回、価格高騰給付金の家計急変における支給の件数としては13件ございます。ただ、申し訳ございません、この中にはやり取りをされていて、それで連絡がつかなくなったりとか、あるいは申請書類を出していただけなくなって不支給という方もいらっしゃるの。先ほど御説明したオーバーして不支給となった方以外の方も含まれます。

以上でございます。

○後藤委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 ないようですので、報告第20号についての質疑を終わらせていただきます。

以上で、提出議案についての質疑は全て終了いたしました。

それでは、本日の委員会はこの程度をもって散会したいと思います。

なお、明日の委員会は午前10時に開会したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、本日の文教福祉委員会を散会いたします。

お疲れさまでした。

午前11時36分 散会